

【公開資料】

第2回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年8月24日（木曜日）午後2時から2時30分まで
2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室
3. 出席委員（農業委員出席11名／定数11名、農地利用最適化推進委員出席9名／定数9名）

| | | | |
|-------------|------|-------|-------|
| 会 長 | 神谷昌明 | | |
| 農業委員 | 永坂邦男 | 山中力四郎 | 市古昭子 |
| | 原田孝司 | 黒田実 | 長谷部実 |
| | 藤浦利吉 | 近藤正孝 | 金子さか江 |
| | 三島孝二 | | |
| 農地利用最適化推進委員 | | | |
| | 石川清勝 | 藤関弘之 | 永井是充 |
| | 新美康弘 | 金原節子 | 加藤浩孝 |
| | 下島良一 | 杉浦孝明 | 磯貝孝弘 |
4. 欠席委員 なし
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選定について
 - 第2（1）議案について (44件)

| | |
|---|-----|
| 議案第1号 農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想の改定について | 1件 |
| 議案第2号 農用地利用集積計画の件 | 43件 |
 - （2）報告事項について (17件)

| | |
|------------------------------|----|
| 報告第1号 農地法4条許可取消の件 | 1件 |
| 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 | 2件 |
| 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 | 7件 |
| 報告第4号 農地法第18条第6号の規定による届出の件 | 2件 |
 - 追加報告

| | |
|---------------------|----|
| 報告第5号 生産緑地あっせん願の件 | 2件 |
| 報告第6号 生産緑地あっせん不成立の件 | 3件 |
6. 事務局・説明員

| | | | | | |
|------|------|------|-------|------|------|
| 事務局長 | 生田和重 | 次 長 | 牧 勝彦 | 課長補佐 | 小林圭介 |
| 係 長 | 本多真 | 担当係長 | 松井佑未子 | 主 査 | 北村信晃 |
| 主 事 | 片山大輔 | | | | |

7. 議事とその結果

事務局 皆さん、こんにちは。
定刻となりましたので、ただいまより「第2回 碧南市農業委員会」を開会します。
まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。本日は、農業委員11名・推進委員9名委員全員の出席をいただいておりますので、本総会は成立していますことをご報告いたします。
それではこれより議事の審査に入ります。碧南市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により以降の議事の進行は会長にお願いします。

会長 本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議場 (「異議無し」の声)

会長 それでは、6番委員、7番委員にお願いします。

会長 次に議案第1号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 農政振興係の〇〇と申します。よろしくお願いします。
では、右上に「議案第1号 別紙」と記載されましたA4縦の資料の表紙をご覧ください。
まず、基本構想とはどのようなものなのかについて、改めてご説明させていただきます。基本構想とは、こちらの1に記載のありますとおり、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が定めるものになりまして、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るための将来の目標の明確化、目標設定の基本的な考え方、農用地の利用集積の目標等を設定し、その実現のためにとるべき措置等を示すもので、一般的には認定農業者の所得目標やその基準となる営農モデル等についても、こちらの基本構想に示されております。
1の後段にありますとおり、今回、令和5年4月1日に法の一部改正が施行されるとともに県の基本方針が改定され、それに伴い、市の構想の一部を見直すものであります。
続きまして「2 基本構想の見直しのポイント」について説明いたします。
(1) 主な見直しのポイント、「ア」をご覧ください。「目標年度の変更」として、県の基本方針において目標年度が令和12年度から令和14年度に変更されたため、同様に変更するというものです。
続きまして「イ 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等に関する事項の追加」ですが、法改正に伴い、これらの事項を追加するものです。
続きまして、「ウ 地域計画に係る規定及び字句の整理」についてですが、今後人・農地プランに代わり策定予定の地域計画について、関係する規定及び字句を整理するものであります。
見直しのポイントの最後、エについてですが、これは全体的な表現及び字句の修正、整理等を行うものになります。
次に、「(2) 今後の手続きについて」概要を説明させていただきます。法の施行規則第2条の規定により、農業委員会及び管内の農業協同組合に意見を伺う必要があります

ので、所定の手続きにより意見を伺った後、改正の公告や発行を進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

では、先程ご説明いたしました見直しのポイントのイ「農業を担う者の確保等」に関して、具体的に規定を見ながら説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料の21ページをご覧ください。

下線が引いてあるところに、第3として「農業を担う者の確保等に関する事項」が新たに追加されました。

そもそも、農業を担う者とは、ということですが、第3の一番下の「※」のところをご覧ください。

農業を担う者とは、認定農業者や認定新規就農者に限らず、①農業経営を営んでいる者、②雇用されて農業に従事している者、③新たに農業を始めようとする者、など農産物の生産活動等に直接関わっている者としています。

これまでの基本構想では、認定農業者や新規就農者の支援を中心に支援の方向性を定めていましたが、農業の担い手が多様化している現状を踏まえ、広く農産物の生産に関わる方への支援の方向性について記載し、市の役割を明確にすることとしています。

今回規定いたしました市の支援の方向性についての概略としましては、

経営規模や家族・法人等、経営形態の別に関わらず育成すること、

新規就農者を受け入れる際は、県の農業大学校はじめ関係機関と連携して、生活、居住等に関する情報提供などのサポートを行うこと

農業の魅力の発信などにより、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保を図ること、などについて記載をしています。

なお、8月18日から22日までにかけて、各地区における地区審査会で事前説明をさせていただいたところ、この第3の項目に関して、「家庭菜園の方も対象か」といったご質問がありました。こちらについては、家庭で野菜などを栽培して自家消費する場合については、この基本構想の対象とはならない旨、ご回答させていただいています。ただし、ご承知の方もいらっしゃるかと思いますが、市では、あおいパークの園芸講座、園芸相談会、市民農園といったところで、家庭菜園の方向けの支援もしております。

では、次のページ、22ページ以降についてですが、法改正に基づく表現等の修正になりますので、詳細の説明については割愛させていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

18 番委員

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

事務局

P21 農業を担う者について、「雇用されて農業に従事している者」というのがあるが、具体的にどう支援していくのか？

現在、法人等に雇われているような人に対する補助金やその他支援策というものはありませんが、例えば、新たに農家で働いてみたいなど、法人等で働きたいというような相談があった場合に、相談に応じ、JA等適切な関係機関につなげるといったことを想定しています。

18 番委員

10年の計画というと、先の長い話。農業の流れはもっと早い、計画期間が長すぎ

るのでは？途中で変更などあるのか？

事務局 目標は10年になっていますが、この構想は、状況をみながら5年ごとに見直しを図ることになっています。

会長 他にご意見、ご質問等ありませんか。

よろしいですか。それでは簡易採決します。

議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議場 (「異議無し」の声)

会長 異議もございませんので、議案第1号は原案のとおり決定しました。

会長 次に、議案第2号、「農用地利用集積計画の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 2ページをお開きください。

議案第2号、農用地利用集積計画の件についてです。

先日お送りした議案から修正した箇所がございます、該当ページについては修正後のものを机の上に置かせていただきました。一覧表での説明の前に修正箇所を説明させていただきます。議案の4ページ、受付番号42番ですが、申請書は当初借受人が〇〇〇〇さんで提出されておりましたが、今年度認定農家の認定を〇〇さんから子の△△さんに変更しており、申請者に確認したところ、本申請地についても△△さんの名前で更新を行いたいとの申し出がありましたので借受人を△△さんに変更いたしました。続いての修正箇所ですが、議案の14ページの受付番号62番及び議案の22ページの受付番号78番が、取下げとなりました。取下げ理由ですが、受付番号62番については、地区審査会の際に借受人の◎◎さんが施設に入所されているのではないかという情報をえまして、耕作を行っていない現状が確認できたため、受付番号78番については貸付人の××××さんが先日お亡くなりになり、××さんの名前での更新ができなくなったためです。受付番号78番については相続人の方、借受人の方に確認し、相続が完了次第、あらためて利用権設定を行う意向であることを確認いたしております。修正箇所については以上3点となります。

それでは、本日机の上に置かせていただきました集計表を御覧ください。

取下げにより、件数及び面積が変更となりました、

相対による貸借権設定は、合計件数41件、合計面積62,177㎡です。内訳は、すべて畑です。

続きまして、所有権移転は、合計件数2件、合計面積1,871㎡です。すべて内訳は、田です。

25ページ、26ページの 受付番号83番・84番ですが、令和5年6月の農業委員会にて農地流動化申出のあった農地で、83番については大浜地区の9番委員と17番委員が、84番については棚尾地区の11番委員と大浜地区の18番委員があっせん委員となり、農業経営基盤強化促進法による利用集積の売買に至ったものです。

以上の計画の内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の、第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

第2号、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である

イ、耕作等に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。

- 口、耕作等に必要な農作業に常時従事すると認められること。
の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
- 会 長 ありがとうございます。
- 会 長 全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。
まず2番委員の案件を先決します。
- 会 長 2番委員の案件は、受付番号46番、51番、52番、64番、67番、
71番です。
- 会 長 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
よろしいですか。それでは簡易採決します。
- 議 場 2番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
（「異議無し」の声）
- 会 長 異議もございませんので、2番委員関連の受付番号46番始め6件は、原案のとおり決
定しました。
- 会 長 続きまして、3番委員の案件を先決します。
- 会 長 3番委員の案件は、受付番号76番、80番です。
- 会 長 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
よろしいですか。それでは簡易採決します。
- 議 場 3番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
（「異議無し」の声）
- 会 長 意義もございませんので、3番委員関連の受付番号76番始め2件は、原案のとおり
決定いたしました。
- 会 長 次に6番委員の案件を先決します。
- 会 長 6番委員の案件は、受付番号40番、41番、49番、58番、72番、73番で
す。
- 議 場 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
（「異議無し」の声）
- 会 長 意義もございませんので、6番委員関連の受付番号40番始め6件は、原案のとおり
決定いたしました。
- 会 長 次に17番委員の案件を先決します。
- 会 長 17番委員の案件は、受付番号53番です。
- 議 場 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
（「異議無し」の声）
- 会 長 異議もございませんので、17番委員関連の受付番号53番は、原案のとおり決定し
ました。
- 議 場 それでは、先決15件を除く28件について、質疑に入ります。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
よろしいですか。それでは簡易採決します。
議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。
（「異議無し」の声）
- 会 長 異議もございませんので、議案第2号は原案のとおり決定しました。

【公開資料】

- 会 長 | 引き続きまして、報告事項に入ります。
- 報告第1号 農地法4条の規定による許可申請の取消しの件、1件。報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件、2件。報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件、7件。報告第4号、農地法第18条第6号の規定による通知の件、2件。
- 追加報告 報告第5号生産緑地あつせん願の件、2件。報告第6号生産緑地あつせん願不成立の件、3件。合計17件、一括報告してください。
- 事務局 | (報告)
- 会 長 | ありがとうございました。
- 会 長 | 只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。
- 会 長 | それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。
- 会 長 | 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。
- 会 長 | 続きまして、碧南市農業委員会会議規則第11条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。
- 会 長 | 無いようですので以上をもちまして、第2回碧南市農業委員会を閉会とします。
- ～午後2時30分閉会～